

太田市建設工事低入札価格調査制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事に係る競争入札において、入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合に調査を実施した上で落札者を決定する、低入札価格調査制度を適用する場合に必要な事務処理を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 低入札価格調査制度の適用対象とする建設工事は、原則として、総合評価落札方式により入札を行うものとする。

(調査基準価格)

第3条 低入札価格調査を実施する基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で入札が行われた場合は、低入札価格調査を実施する。

2 調査基準価格は、予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）の算出の基準となった次に掲げる額の合計額とする。ただし、当該合計額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。

(1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

(2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

(3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

(4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

3 前項の規定にかかわらず、同項の規定により難いと太田市入札審査委員会（以下「入札審査委員会」という。）が認めたときは、契約ごとに10分の7.5から10分の9.2の範囲内で入札審査委員会の定める割合を予定価格に乗じて得た額とすることができる。

(失格基準価格)

第4条 低入札価格調査を実施することなしに失格とする価格（以下「失格基準価格」という。）を下回る価格で入札を行った者は、失格とする。

2 失格基準価格は、前条の規定により算出した調査基準価格から予定価格に5パーセントを乗じて得た額を差し引いた額とする。

3 前項の規定にかかわらず、市長が特に失格基準価格を設けることが適当でないと認めた工事は、失格基準価格を設けないことができる。

(入札参加者への周知)

第5条 入札に当たっては、太田市契約規則（平成17年3月28日規則第75号）第3条の規定により、入札参加者に対し、次に掲げる事項について、事前に周知する。

- (1) 低入札価格調査制度を適用していること。
- (2) 失格基準価格の設定があること又はないこと。
- (3) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合における入札終了の方法及び結果の通知方法。
- (4) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低価格入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- (5) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、事後の調査に協力すべきこと。
- (6) 失格基準価格を下回った入札を行った者は、失格となること。

(入札の執行)

第6条 入札の結果、調査基準価格を下回り、かつ、失格基準価格以上で入札が行われた場合には、契約担当課長は、落札者の決定を保留する。この場合において、契約担当課長は、低入札価格調査により落札者が後日決定する旨を入札者全員に告げて、入札を終了する。

(調査の実施)

第7条 契約担当課長は、前条の規定により落札者の決定を保留したときは、最低価格入札者に対して、次に掲げる書類を提出させ、事情聴取を行うとともに、その者の経営状況等について調査する。

- (1) 当該価格により入札した理由を記載した入札価格説明書（様式第1号）及び入札価格内訳書
 - (2) 手持工事の状況を記載した手持工事状況一覧表（様式第2号）
 - (3) 手持機械等の数の状況を記載した使用予定機械等一覧表（様式第3号）
 - (4) 当該工事に使用する資材等の調達方法を記載した使用予定資材等一覧表（様式第4号）
 - (5) 予定施工体制を記載した予定施工体制調書（様式第5号）
- 2 契約担当課長は、最低価格入札者のほかに調査基準価格を下回る価格で入札を行った者がいる場合で、必要があると認められたときは、前項の規定にかかわらず、最低価格入札者と併せて、当該調査基準価格を下回る価格で入札を行った者について前項の調査をすることができる。
- 3 契約担当課長は、第1項各号に規定する書類の提出があったときは、当該書類の写しを当該工事設計担当課長に送付し、当該契約の内容に適合した施工がされないおそれがあるかどうかについての所見を聴取の上、低入札価格調査票（様式第6号）を作成するものとする。

(太田市入札審査委員会への付議)

第8条 契約担当課長は、最低価格入札者について低入札価格調査票を作成したときは、最低入札価格によって当該契約の内容に適合した施工がされないおそれがあるかどうかについて、入札審査委員会の低入札価格調査専門部会に付議し、その審査を受けなければならない。

(落札者の決定)

第9条 契約担当課長は、前条の規定により入札審査委員会の審査を受けたときは、その結果に従い、最低入札価格によっても当該契約の内容に適合した施工がされると認めるときは、最低価格入札者を落札者として決定し、施工がされないおそれがあると認めるときは、落札者とししないものとする。

2 契約担当課長は、前項の規定により最低価格入札者を落札者とししない場合には、最低入札価格に次いで低い価格（以下「次順位価格」という。）が調査基準価格以上の価格であり、予定価格の制限の範囲内であったときには、次順位価格の入札者を落札者として決定する。

第10条 前3条の規定は、前条第1項の規定により最低価格入札者を落札者とししない場合で、次順位価格が調査基準価格を下回る価格であったときについて準用する。

(落札の通知)

第11条 契約担当課長は、第9条第1項の規定により最低価格入札者を落札者と決定したときは、当該落札者には太田市契約規則第10条の規定に基づき落札決定通知書（様式第7号）により、落札者以外の入札者には入札の結果について（様式第8号）により、入札審査委員会の審査の結果、契約内容に適合した施工がされないおそれがあり、最低価格入札者を落札者としないときは、当該最低価格入札者には入札の結果について（様式第9号）により通知する。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。